

W01064968 号-3

平成 18 年 6 月 19 日

日本原燃株式会社 殿

ロイド・レジスター・ジャパン
 代表取締役 クリス ウォルタ



平成 18 年度 第 1 回定期監査 報告書 (その 3) 濃縮事業部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字沖付4-108
監査名	平成 18 年度 第 1 回定期監査
監査対象部門	(その 3) 濃縮事業部
監査場所	日本原燃株式会社 濃縮・埋設事務所
監査実施日	平成 18 年 5 月 30 日、31 日
担当監査員	(ロイド・レジスター・ジャパン) <input type="text"/> 、 <input type="text"/>

2. 平成 18 年度 第 1 回 定期監査の視点

2.1 これまでの監査経緯

今回の監査視点を後述するが、先ず、これまでの定期監査の概略経緯をまとめておく。

(1) 第 1 回定期監査(平成 16 年度第 1 回)

日本原燃株式会社殿(以下、JNFL という)の「品質保証体制の確立に係わる改善策(以下、「改善策」という)」が、その実行の規範となる規定文書類に適切に反映されているか否かを評価した。但し、濃縮事業部は監査対象ではなかった。

(2) 第 2 回定期監査(平成 16 年度第 2 回)

品質保証室をはじめとする室部門の品質保証活動が、「改善策」を反映した規定文書類の手順に従って的確に実行されているか否かを評価した。水平展開の位置づけで、監査対象の一部に濃縮事業部が加わった。

(3) 通算第 3 回定期監査(平成 17 年度第 1 回)

上記第 2 回目の監査で対象とした活動内容が維持・継続・改善されているか否かを観察する中で、それぞれの活動項目における PDCA の展開度の確認に注力した。

Lloyd's Register, its affiliates and subsidiaries and their respective officers, employees or agents are, individually and collectively, referred to in this clause as the 'Lloyd's Register Group'. The Lloyd's Register Group assumes no responsibility and shall not be liable to any person for any loss, damage or expense caused by reliance on the information or advice in this document or howsoever provided, unless that person has signed a contract with the relevant Lloyd's Register Group entity for the provision of this information or advice and in that case any responsibility or liability is exclusively on the terms and conditions set out in that contract.

Form 1124 (2005.02)

注記:個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。(日本原燃)

(4) 通算第4回定期監査（平成17年度第2回）

「改善策」として取り上げられた事項を中心にして、監査項目を任意抽出する態様を取り、品質保証活動のPDCAの展開継続状況の確認を行った。

2.2 平成18年度 第1回定期監査(今回)の視点

上記の経緯を踏まえ、今回は以下の監査視点を定め、監査を実施した。

これまでに4回の定期監査が実施され、「改善策」の実施状況についてはPDCAが一巡し、この過程を通じて常時の品質保証活動にPDCAを意識する機運が根付きつつある。また、業務を個人の温度差なく的確に実施するための規定文書類も充実してきた。

そこで、今回の定期監査では、従来の横系的な（項目ごとの）監査だけでなく、縦糸的な監査（業務プロセスを対象にした監査）を取り入れて、表1に示す項目の中から監査対象を選択することとした。但し、監査過程では、常に「改善策」を念頭に置くものとした。

表1 実地監査の対象項目と注力点

A	(大小を問わず)何らかの工事発注から検収に至る一連の活動に関する監査
	注力点： ①仕様書の作成・承認、②発注先からの提出図書のレビューと承認、③文書管理、④製造段階の管理(記録確認、立会など)、⑤不適合管理、⑥検収、⑦関連記録の整備、等
B	何らかの範囲の運転・試運転行為に関する監査
	注力点： ①実施要領書の策定、②その改正、③管理監督状況、④作業員からの記録、⑤その点検・承認、⑥関連部門との連携、⑦発生したトラブル(ヒヤリ・ハットを含む)の報告と評価、⑧改善への取組み、⑨完結段階での記録の整備・保管、⑩規定類の改正要否の検討、等
C	何らかの保守・保修活動に関する監査
	注力点： ①実施要領書の策定、②その改正、③外注を使用した場合は管理監督状況、④作業員からの記録、⑤その点検・承認、⑥改善への取組み、⑦終了段階での記録の整備・保管、等
D	品質保証活動として重要な事項に関する監査
	①事業部長レビュー、②教育・訓練、③不適合(システム不適合を含む)及び是正処置、④内部監査、⑤調達先管理、⑥品質記録、等

表1におけるA、B、C項は、プロセス監査と称するものであり、各部門の定常業務の流れの一区切りを対象として実地監査を行うものである。当該業務を遂行する過程で、各種の規定文書類の定めを適格に適用しているか否かを検証することが目的である。

3. 監査の態様

監査は文書監査と実地監査に大別される。

文書監査は、意図する品質保証活動の理念や実行手順が規定文書類に適切に織り込まれていることを確認するものである。これまでの定期監査過程で既に多くの規定文書類を文書監査対象にしてきたので、被監査部署に新規制定又は改正された規定文書類（規程、要則、要領、細則、マニュアル類）がある場合のみ紹介を受けることとした。

実地監査は、「決めたことを、決めた通りに実践・実行しているか否か」を評価するものである。従って、監査対象部門に対しては、監査事項ごとの実践・実行状態が評価できるエビデンス（帳票・記録類）の提示を求めると共に、説明を求めた。説明内容が不十分である場合には質疑応答を行った。エビデンスが複数ある場合は、監査員が任意にサンプリングを行うことによって、被監査側が意図的に特別なエビデンスのみを準備することを回避した。この態様は従来の定期監査と同様である。

今回から取り入れたプロセス監査は基本的に実地監査に属するが、格好のプロセス監査対象がない部門に対しては、表1のD項を適用した一般監査を行うこととし、該当する活動の品質記録の閲覧とヒヤリングを行いつつ、PDCAの展開継続状況が維持されているか否かを監査した。

監査は、監査対象部門ごとに2名の監査員で対応し、監査ポイントの欠落防止に努めた。

4. 評価の基準

■**文書監査**では、次のいずれかを基準とした。

- ① 品質保証活動への要求事項として策定された「改善策」*
*：「再処理施設 品質保証体制点検結果報告書(改訂)」の添付17に示される「品質保証体制の改善策の具体的内容」
- ② JEAC 4111-2003
- ③ 監査対象としている社内規定の上位規定及び関連規定類

■**実地監査**では、品質保証に係る活動の実行状況の適切性を確認するという目的に照らして、当該実行行為を律している規定文書類の最新版を監査基準とした。

5. 監査結果の評価表示

監査結果は下記の区分で表示することとした。なお、部門ごとの監査結果を示す添付—1において下記区分に該当する記載がない場合は、「良好」とみなすものとした。

区分	定義
指摘事項	要求事項が実践・実行されていない事項。不適合であり是正が必須。
観察事項	規定文書類に定められている要求事項がほぼ実践・実行されているが、その実践・実行の程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	規定文書類に定められている要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。 提言事項の採否は、受審者の任意でよい。

6. 監査結果

濃縮事業部の各部署に対する監査結果の詳細を添付—1に記載した。監査の日程と出席者を添付—2に示す。

濃縮事業部に対する総括所見は、下記の通りである。監査にサンプリング方式を適用したので、ある特定の場面を観察したという一面もあるが、大網的には実態を捉えていると見てよい。なお、全社対象の総括については「全体総括編（W01064968号-0）」を参照していただきたい。

① 「指摘事項」は無い。

サンプリング方式を適用して規定文書類及び帳票・記録等を閲覧しつつ説明を受けた範囲では、このたび監査対象としたいずれの部門にも「指摘事項」はなかった。「提言事項」も濃縮事業部全体で1件のみである。すなわち、決めたルールを決めた通りに守りつつ業務が遂行されている状況が、前回の監査時点以降も維持・継続されていると見なせる。1件の「観察事項」が提起されたが、内容から見て、迅速かつ適切な是正が行われるものと確信する。

② 「品質保証に係る活動」のPDCA展開が維持・継続されている。

一般に、実施した業務の中でトラブル、不具合を経験したための是正又は予防を検討する過程、あるいは、当該経験が無くても何らかの改善を図る過程で、PDCAが展開してゆく。その具体的な現れは、規定文書類の新規制定や改正である。

濃縮事業部に対するこのたびの監査では、全ての部門を対象にしたわけではなく、また、文書監査を適用しなかった部門もある。そのような状況の中でも、かなりの規定文書類の新規制定や改正が紹介されており、品質保証活動に係るPDCA展開が維持・継続されていると判断する。

③ プロセス監査の結果は良好である。

前述したように、今回の定期監査から、新しい試みとしてのプロセス監査を導入した。濃縮事業部に関しては、4案件についてプロセス監査を実施した。その対象分野は、ライン部門が行う分析業務分野、開発部門が行う分析業務、運転分野、及び保守業務分野であった。いずれの監査結果も総じて良好であり、日常の業務プロセスが所定のルール/手順に従って適切に展開されていることを検証した。

④ 品質保証活動として重要な事項に関する監査結果は良好である。

プロセス監査を適用しなかった部門に対しては、表1 D項に基づいた監査(一般監査)を実施した。部門に応じて、①事業部長レビュー、②教育・訓練、③不適合(システム不適合を含む)及び是正処置、④内部監査、⑤調達先管理、⑥品質記録、等から監査テーマを選択したが、一般監査を適用したいずれの部門においても特段の危惧事項は観察されない。

以上

濃縮事業部に関する監査結果
(詳細版)

平成 18 年度 第 1 回定期監査

部門別 監査結果 (「濃縮」 No. 1)

被監査部門	安全管理部 品質保証課	備考
監査実施日	平成 18 年 5 月 30 日	(参照規定類、等)
<p>(文書監査)</p> <p>■加工施設 品質保証計画書の改正が行われた (要則濃事部第 2 号—4)。 改正理由は次のとおりである。 ①廃品シリンダの増設に関して、対象シリンダを拡大したための対応 ②JEAC が要求する規定類等に関して、安全委員会の審議を行うことにしたための対応 また、上記の改正に伴って、右記の規定が改正された。</p> <p>■調達先管理要領を改正し (E50051-012-04)、調達先に対する定期監査を導入する予定である。これは保安検査時の話題を取り入れたものであり、調達先監査の具体的な実施要領は、既存の「内部監査要領」に準ずる。</p> <p>■規定類の改正に際しては、文書管理要領に従って文書ドラフトを各部門に回付し、コメント処理票にて回収した意見を反映した後に正式発行される。この運用の励行状況を検証した。</p>		<p>文書管理要領 E50051-008-04 不適合管理要領 E50051-010-04 是正処置・予防処置管理要領 E50051-011-04 内部監査要領 E50051-009-02</p>
<p>(実地監査)</p> <p>1. 品質目標 品質管理課は「濃縮事業部品質目標とトップマネジメントレビューの実施前に行う事業部長レビュー」の事務局業務を担当しており、当該業務については、すでに PDCA の展開が定着していることを確認してきた。このたびは、平成 17 年度末の帳票の一部を任意抽出 (濃縮技術課) して閲覧した。事務局による啓蒙も寄与して、目標の定量化、ならびに年間のマイルストーンの明示に注力している状況を確認した。また、事業部長からの指示事項が次年度 (平成 18 年度) の目標に反映されている状況も確認した。</p> <p>2. 不適合管理 前回の定期監査以降に発生した不適合は 4 件あり、1 件は完結、3 件は検討中である。一例として、「シリンダの期限管理」の問題があり、不適合処理票のシステムを適用した検討が進行中である。規定の改正、及び契約書の記載事項の改善など、可能な対応が迅速に行われつつある。</p> <p>3. 内部品質監査 平成 18 年 5 月度の実施状況を監査した。ウラン濃縮技術開発センターを対象にしたものであり、策定された監査計画書にしたがって、当該センターの各部門に対して実施されている。監査基準は JEAC4111 の項目に準拠している。</p>		
<p>(第三者監査所見) 上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		

平成 18 年度 第 1 回定期監査

部門別 監査結果 (「濃縮」 No. 2)

被監査部門	濃縮事業部 ウラン濃縮工場 施設部 施設計画課	備考
監査実施日	平成 18 年 5 月 30 日	(参照規定類、等)
<p>(文書監査) 加工施設保安規定の改正に合わせて、定期安全レビュー実施要領の改正及び UF₆ シリンダ増設実施要領の制定がなされた。他に 2 件の規定類が安全上の観点から見直しされているが、品質保証活動の観点での危惧事項はない。これらは品質保証活動の PDCA が継続して展開され、継続改善が実行されている証と評価できる。</p>		<p>① 加工施設定期安全レビュー実施要領 E51601-001-02</p> <p>② UF₆ シリンダ増設実施要領 E51601-002-01</p>
<p>(実地監査) 施設部は濃縮工場の設計・工事・工程管理、設工認申請等の業務を担当している。平成 18 年夏以降にコールドトラップ保修工事は予定されているが、プロセス監査に該当する業務がないので下記の一般監査を行った。</p> <p>1. 品質目標とマネジメントレビュー 濃縮事業部長レビューとしての平成 17 年度品質目標の実績評価 (平成 18 年 4 月実施) 及び平成 18 年度品質目標 (計画) について監査を行った。平成 17 年度は濃縮工場施設に関係した大きな工事もなく、品質目標は達成されている。平成 18 年度品質目標として、コールドトラップ保修工事の設計管理及び工事管理を平成 18 年度の最重要課題と設定した。これは、平成 17 年度にコールドトラップ設備において圧力上昇の不適合 (濃縮運転部) が発生し、その是正処置としてコールドトラップの保修及び運転操作の改善等がとられることになったためである。施設部では、濃縮事業部の品質目標 3 項目 (保安検査、協力会社との双方向コミュニケーション、トラブル対応) に対応して、上記課題を具体化したものを部門の品質目標として設定し、定量化した達成指標とマイルストーンが明記されている。 濃縮事業部全部門における品質目標の達成指標及びスケジュールが定量化されたのは、品質保証課を中心とした関係者の活動成果と評価できる。</p> <p>2. 教育・訓練と力量管理 平成 18 年 3 月度の教育訓練実績記録台帳、力量表を閲覧して、所属員の実績及び力量管理が継続して実施されていることを確認した。前回以降に受講した教育訓練欄には網掛けがなされて進捗状況を可視化して管理する優れた手法がとられている。受講確認及び評価 (自己、上司) も確実に実施されており、施設部における教育訓練及び力量管理は定着していると評価できる。</p>		
<p>(第三者監査所見) 上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		

平成 18 年度 第 1 回定期監査

部門別 監査結果 (「濃縮」 No. 3)

(1/2)

被監査部門	濃縮運転部 (濃縮技術課、 運転課、 保修課)	備考 (参照規定類、等)
監査実施日	平成 18 年 5 月 30 日	
<p>(文書監査) 今回の監査では適用せず。</p>		
<p>(実地監査) 濃縮運転部に対しては「プロセス監査」を適用した。これは、ある業務のスタート段階から完了段階までの一連のプロセスが各種の規定類の定めに従い、適切に実施されているか否かを監査するものである。</p> <p>濃縮技術課 加工施設の操業に関して濃縮技術課が担当する業務のうち、「分析設備」に焦点を当てて、プロセス監査を行った。</p> <p>①特殊業務としての分析活動は、所定の認定者が担当している。 分析結果は「分析結果シート」に記載され、総合的には「液サンデータ記録票」に収録された後、濃縮技術課としての点検を行って合否判定を実施している。</p> <p>②分析装置の点検・校正は具体的作業要領を濃縮技術課が定めた上で外注先により実施されているが、点検・校正結果は濃縮技術課によって確実に点検・承認されている。</p> <p>③設備のオーバーホールは 1 年ごとに実施され、点検台帳により管理されている。</p> <p>④日常運用過程で生じた異常のうち、簡易な調整で修復不可能なものについては、不具合としての管理が行われ、処置される仕組みが定着している。</p> <p>上記の諸活動については、いずれも右欄に示す規定類に適切に文書化されている。</p>		<p>加工施設 運転総括要領 E51502-001-34</p> <p>運転操作細則 F51502-001-28</p> <p>六ヶ所ウラン濃縮工場 分析総括マニュアル G51501-014-020</p> <p>六フッ化ウランの標準 分析法 G51501-014-(101)-00</p> <p>濃縮技術課における試 験検査装置管理マニ ュアル G51501-009-17</p> <p>製品試験検査マニ ュアル G51501-018-10</p>

— 続く —

<p>運転課 天然ウランをカスケードに供給して濃縮ウランと劣化ウランを生産する一連の工程が運転課の担当業務である。この一部についてプロセス監査を実施した。</p> <p>①カスケードへの供給前の「シリンダ取付工程」は外注されているが、標準様式として定められたチェックシート（右記参照）により厳格に点検・承認されている。</p> <p>②カスケード処理過程では、プロセス運転管理表によって監視・確認されており、当該監視・確認の責任者は明確になっている。</p> <p>③外注業者への発注は年度ごとの更新方式であるが、運転課から発注仕様書が提示され、外注先からの委託業務要領書が運転課として点検・承認されている。作業内容の徹底と確認に関しては、作業前打合せが励行されており、また月例連絡会等によって、コミュニケーションの充実に注力していることを確認した。</p>	<p>RE-2 発生槽シリンダ取付チェックシート G51502-010-(X04)-16</p>
<p>保修課 保修課の担当業務のうち、液体廃棄物廃棄設備に関する業務に焦点を当てて、プロセス監査を実施した。</p> <p>①当該設備の運転は外注されている。保修課が定めた運転操作手順書（右記）が外注先に提示され、外注先からの運転要領書が課内で厳格に点検され承認されていることを確認した。当該仕様書の最新版が外注先に提供されることが重要であるが、「公用文書配布台帳」により管理され、旧版の回収についても台帳で確認されている。</p> <p>②運転実施に際しては、保修課が作業指示書を発行し、外注先からの日報の内容を保修課が確認する状況が励行されている。</p> <p>③設備の運転に使用される計器類の校正が的確に実施されていることを管理台帳により確認した。校正過程で観察された不具合については不具合発生報告書によって遡及確認が行われた事例を確認した（圧力計の事例）。</p> <p>④保修の一環としての部品交換も不具合発生報告書のシステムとして処理される仕組みであり、保修作業計画書に基づいて処置され、完結状況の確認が明示されている。</p>	<p>運転操作手順 管理廃水処理設備編 G51503-001-10</p>
<p>(第三者監査所見) 上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>	

部門別 監査結果 (「濃縮」 No. 44)

被監査部門	濃縮事業部 濃縮計画部	備考
監査実施日	平成 18 年 5 月 30 日	(参照規定類、等)
<p>(文書監査) 廃品、原料シリンダの管理方法の追記及び品質保証活動の明確化等のために加工施設保安規定が平成 17 年 10 月及び平成 18 年 2 月に改正された。国の法令変更等に対応して、濃縮安全委員会、品質保安委員会の審議を経て、即時改正されている。規定類の見直し作業を適時実施していることは、品質保証活動の PDCA が継続して展開されている一例と評価できる。</p>		<p>① 加工施設保安規定 規定第 30 号-21</p>
<p>(実地監査) 濃縮計画部は濃縮事業の運営に係る総括業務を担当しており、プロセス監査に該当する業務がないので下記の一般監査を行った。</p> <p>1. 品質目標とマネジメントレビュー 濃縮事業部長レビューとしての平成 17 年度品質目標の実績評価(平成 18 年 4 月実施)及び平成 18 年度品質目標(計画)の実施状況について監査を行った。目標は全て達成され実績評価も明確になっている。 平成 18 年度計画では、事業部目標に基づいた部門の品質目標が計画され、達成指標の定量化とマイルストーンも明記された。前回提起したコメントが前向きに採用されたものである。</p> <p>2. 教育・訓練と力量管理 前回の監査以降、定期的に教育訓練記録台帳が管理されるようになり、所属課員の教育訓練実績及び力量が明確に把握できるように改善された。前回提起したコメントが前向きに採用されたものである。 なお、JNFL では業務管理室による教育規程の制定を受けて全社大の教育体制の構築に着手された段階であるが、濃縮事業部における要員計画の所管部署である濃縮計画部も協力して人材育成、キャリアパス管理等に教育履歴管理システムを有効活用できるよう検討されることを期待したい。</p> <p>3. 不適合管理 濃縮運転部において期限切れシリンダ使用の不適合が発生し、情報伝達にも問題があることが明らかとなった。その是正・予防処置の一環として情報伝達の改善を図るため、顧客要求事項対応要領書の改正案が作成中である。不幸にして発生した不適合の対策として濃縮計画部が自主的に歯止め処置をとったものである。品質保証の継続的改善活動として高く評価できる。</p> <p>4. 委託業務管理及び協力会社との双方向コミュニケーション 濃縮事業部における図書管理の委託業務契約(更新)について、発注仕様書・関連記録等を監査した結果、調達要領に従った管理が行われていることを確認した。また、協力会社との意見交換会が事業部として定期的実施され、双方向コミュニケーションが継続して図れている。</p>		<p>② 顧客要求事項対応 要領 E50002-01-01</p>
<p>(第三者監査所見) 上記の監査範囲において、品質システムは良好に機能していると判断する。</p>		

部門別 監査結果 (「濃縮」 No. 5)

被監査部門	ウラン濃縮技術開発センター	備考
監査実施日	平成 18 年 5 月 31 日	(参照規定類、等)
<p>(文書監査) 保安要領が改正された。内容としては、使用施設に係る記録及び教育訓練記録の保管期間の変更であり、いずれも法令の変更に伴うものである。改正に際しては社内規定に従って、安全検討委員会での審議が行われている。 これに付随して、教育訓練要領の改正が行われた。品質保証の観点からの危惧事項は観察されない。</p>		<p>研究開発棟 (使用施設) 保安要領 E52001-001-08</p> <p>研究開発棟 (使用施設) 教育・訓練要領 E52001-011-03</p>
<p>(実地監査)</p> <p>開発センターが行う業務のうち、分析業務に焦点を当ててプロセス監査を実施した。</p> <p>1. 外注契約 開発センターでは新型遠心分離機の開発に係る試験の補助業務に外注業者を使用している。 「研究開発棟、及び濃縮機器試験施設 試験補助業務」に関して、業者選定から契約に至る一連の活動を監査した。次の事項が的確に実施されていることを検証した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■特命理由書の策定と課内承認、及び業務管理室への申請 ■稟議書による承認 (開発センターとしての仕様書の添付) ■外注先からの各種提出物の点検・承認 <p>2. 分析業務の実施 外注業者を助勢者として実施される分析業務に関して監査した。 委託作業指示書が事前に提示されている。その上で、毎日の朝会において具体的な指示事項が伝達される仕組みである。 作業の内容は当日に確認され、翌日には作業日誌による点検・承認が行われている。 分析の具体的な依頼は外注業者に対して「分析依頼」を発行し、分析結果報告を受領する仕組みである。当該結果を開発センター社員の手で評価し、排出基準値を満たしていることが確認されている。</p>		
<p>(第三者監査所見) 上記の監査範囲において、品質システムは概ね良好に機能していると判断する。</p>		
<p>(観察事項) 分析に使用する計器の点検・校正管理が、下記の規定を十分には満たしていない。(観察対象：法令に定めのない器材としての電子天秤の校正管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■使用施設 計測器類管理マニュアル (G52006-027-00) <p>(提言事項) 一部では励行されているが、合否判定の性格を有する記録には、①合否判定基準、② (必要あれば) 使用した器材名称・番号、③合否判定者などを明示するように標準帳票を策定することが望まれる。</p>		

平成 18 年度第 1 回 第三者定期監査日程及び出席者
(濃縮事業部)

実施日	実施時刻	被監査部門等	実施内容	出席者	実施場所
5 月 30 日	09:00~09:30	被監査部門 品質保証室	オープニング ミーティング	対応者: _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	濃縮・埋設 事務所 1-A
	9:30~12:00	安全管理部 施設部	監査	対応者: _____ _____ _____ _____ _____	濃縮・埋設 事務所 3 階 検査官室
	13:00~16:35	濃縮運転部	監査	対応者: _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	
	16:40~17:35	濃縮計画部	監査	対応者: _____、_____	
5 月 31 日	11:00~12:00 13:00~14:00	ウラン濃縮技 術開発センタ ー	監査	対応者: _____ _____ _____ _____ _____	CTF 2F 会議室
	16:00~17:00	被監査部門 品質保証室	クロージング ミーティング	対応者: _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	濃縮・埋設 事務所 1-A

注記:個人名はプライバシー保護のためマスキングとする。(日本原燃)